

公益財団法人船橋市医療公社役員等の報酬等及び費用の支給基準に関する規程

平成 24 年 5 月 28 日

規 程 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人船橋市医療公社（以下「この法人」という。）の定款第 17 条第 3 項及び第 37 条第 3 項の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤費、交通費、出張旅費（日当、宿泊費を含む。）及び手数料等の実費支弁経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、船橋市の職員を兼ねる役員等には支給しない。

- 2 常勤役員等の報酬は、年額 900 万円以下とし、月額については、理事会の決議により定める。この場合において、月の途中で就任し、若しくは退任し、又は解任されたときの報酬は、この法人が別に定める給与規程の日割計算及び端数処理の例により計算した額とする。
- 3 非常勤役員には、別表第 1 に定める報酬を支給する。
- 4 評議員には、別表第 2 に定める報酬を支給する。
- 5 第 1 項の規程にかかわらず、役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。
- 6 報酬の支給日及び支給方法等に関する細目については、給与規程に準ずる。

(費用)

第 4 条 この法人は、役員等がその職務遂行にあたって負担した費用（評議員会又は理事会等への出席のために要する交通費を除く。）については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前金若しくは概算を以って支払いをする必要のある費用にあつては、前金払又は概算払をすることができる。この場合、当該費用が出張旅費であるときは、この法人が別に定める職員の旅費に関する規程によ

り計算した額とし、手数料その他の費用については実費相当額とする。

2 常勤役員には、通勤費として給与規程に定める通勤手当相当額を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準とし、同法第20条第2項の規定により公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行し、従前の役員の報酬及び費用弁償に関する規程は、この規程の施行をもって廃止する。

(平成24年5月25日理事会議決)

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年6月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

| | |
|---|-------------|
| 非常勤役員報酬額 | |
| 報酬月額は、職務遂行の事実に基づいて支給し、報酬日額は評議員会、理事会等への出席に対して支給する。 | |
| 理事長 | 月額 11 万円 |
| 副理事長 | 日額 9 千 8 百円 |
| 理事 | 日額 9 千 8 百円 |
| 監事 | 日額 9 千 8 百円 |
| 監事による監査業務の遂行の事実に基づき支給する。また、監査実施に要する費用は法第 106 条の規定に基づき実費を支給する。 | |
| 監事 A (税理士、公認会計士、弁護士等) | |
| | 日額 5 万円 |
| 監事 B (監事 A 以外) | |
| | 日額 2 万 5 千円 |

別表第 2

| | |
|--------|-------------|
| 評議員報酬額 | |
| 評議員 | 日額 9 千 8 百円 |

(備考) 評議員会への出席に対して支給する。